

## (参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

2016/9/30 現在

平成28年7月1日～平成28年9月30日

[参考送付]:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

&lt;取引・契約関係:2件&gt;

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月26日	クレジットカード現金化対策の推進	東京都生活文化局長 中島 正宏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードの現金化の規制に必要な法令の運用・整備を図ること。</li> <li>・現金化事業者をクレジットカード加盟店から排除する実効的な方法を検討すること。</li> </ul>
8月26日	不適正取引に対する行政処分等の充実・強化	東京都生活文化局長 中島 正宏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法において、現行規定されている法人への業務停止命令等の処分に加えて、代表者及び役員等個人に対する業務禁止を命ずる制度を着実に導入すること。</li> <li>・特定商取引法における「特定権利」制度への見直しを着実に実施すること。</li> <li>・行政処分の根拠となる証言を行った消費者を支援する仕組みを創設すること。</li> </ul>

<食品表示関係:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月2日	機能性表示食品に関する事後調査結果の詳細を公表すること～商品名非公開は消費者の選択の権利を侵害します～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<p>機能性表示食品に関して、以下の対応をもとめるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性表示食品制度の事後調査結果で判明した不十分なSRに基づき販売されている商品・企業名を明らかにすべき</li> <li>・調査結果で判明した分量の差異など同一商品だが品質にバラツキがあり、表示と分量が異なっている機能性表示食品の商品名を公表すべき</li> <li>・事後調査結果に関する情報公開をもっと迅速に実施すべき</li> <li>・「販売前の届出資料開示制度」の運用状況は「届出ガイドライン」に違反している。同制度の目的に適合するよう速やかに運用を改善すべき</li> <li>・消費者被害防止を図るため、厳格に法執行を推進すべき</li> <li>・機能性表示食品制度の見直しを特定保健用食品、栄養機能食品制度とともに総合的、一元的に実施すべき</li> </ul>
8月2日	食品添加物の表示基準策定に関する要望書	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<p>食品添加物の表示基準について、消費者庁長官は消費者委員会に諮問し、消費者委員会は食品表示部会において審議するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26.6に厚労大臣より指定されてた「アドバンテーム」は消費者委員会で審議されていない。</li> <li>・過酸化水素についても食品表示部会での審議が不可欠。</li> </ul>

8月30日	加工食品の原料原産地表示は国別表示が原則です	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工食品の原料原産地表示は何よりも国別表示が基本かつ原則であることを明確にすべき。</li> <li>・「可能性表示」「大括り表示」は基本・原則から外れた「緊急避難措置」「緊急的な例外規定」であり、これら表示方法は通常規定では認められないことを明確化してほしい。また、「中間地表示」はそもそもの原料原産地表示とは異なるので別の表示法として位置付けるべき。</li> <li>・現行の「2要件」を廃止し、新しい表示ルールのもと一本化すべき。</li> <li>・加工食品の製造・販売業者は食品の原材料の産出国や加工・製造国がどこであるのか把握することが最低限の責任である。その責任を回避し「実行可能性」の議論に持ち込むのは許せない。</li> <li>・上記の点を制度的に担保するための食品トレーサビリティ制度の導入を検討することを報告書に盛り込んでほしい。</li> </ul>
9月6日	加工食品の原料原産地表示制度に関する意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 万里野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討する実行可能な方策は、「食品の中身を正しく伝える」ことを前提に、「消費者にとって分かりやすい」「誤認を招かない」表示方法としてほしい。</li> <li>・中身の情報を正しく伝えず、偽装表示を招く「可能性表示」、原料原産地にならず消費者が選ぶことのできない「大括り表示」、消費者の知りたい情報ではなく著しい優良誤認を招く「中間加工地の加工地表示」に反対。</li> <li>・22食品群 + 4品目の表示方法と異なる表示方法を認めるとダブルスタンダードになり、消費者は区別がつかずに混乱する。</li> </ul>
9月29日	「機能性表示食品」の制度と運用に対する意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 万里野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性表示食品制度は法的な基盤が脆弱で、運用や届出後の事後チェックが機能していないため早急な見直しが必要。</li> <li>・監視指導が不明確であり、早急な制度の見直しが必要。</li> <li>・2年後の改正論議を待たず食品表示基準及び届出ガイドラインの見直しに着手すべき。消費者庁に現行制度の見直しに係る検討の場を設置すべき。</li> <li>・「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において、消費者を混乱させるような見直しは行わないでほしい。</li> <li>・食品と健康維持増進に関する消費者教育の充実、保健機能食品制度の周知強化を求める。</li> <li>・誤認を招きかねない広告・宣伝が見られるため、食品表示法に基づく容器包装の表示内容と乖離・齟齬が無いようルールの整理を求める。</li> </ul>

<消費者安全関係:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月5日	「ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種推進に向けた関連学術団体の見解」に対する意見書【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議	<p>薬害オンブズパーソン会議代表より、公益社団法人日本章以下学会会長等に対して以下を内容とする意見書を提出したことについて消費者委員会委員長に参考送付するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)について「積極的な接種を推奨」すべきでない。</li> <li>・「ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)接種推進に向けた関連学術団体の見解」(以下「学術団体見解」という。)のHPVワクチンの安全性についての記載には看過できない、科学的に不正確な記載が認められるから、貴会((公社)日本小児科学会等)は速やかに理事会において審議の上、学術団体見解に対する賛同を撤回されたい。</li> <li>・学術団体見解に対する賛同の撤回についての理事会審議の概要と結果を回答されたい。</li> </ul>
7月27日	診療ガイドライン策定参加資格基準ガイドランスに関する要望書【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議事務局	<p>日本医学会会長に対して、以下の要望をするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療ガイドラインの策定開始から遡って過去3年の間に診療ガイドラインとの関係で問題となる医薬品の製造販売企業または競合品目を開発中または製造販売中の企業(以下「関連企業」という。)から年間50万円を超える金銭の受領が無いことを診療ガイドラインの策定資格条件とすること</li> <li>・診療ガイドラインの策定開始前のみならず、策定期間中及び診療ガイドラインの発行後少なくとも1年間の関連企業からの金銭の受領についても利益相反関係の申告の対象とすると定めてそれを公開すること</li> <li>・診療ガイドラインに関連する医薬品の承認や再評価等の申請書類に著者として名を連ねた者や知見を担当した医師等、医薬品の開発等に密接に関与した者は、診療ガイドラインの参加資格を有しないと定めること</li> <li>・診療ガイドラインには、診療ガイドライン策定参加者が有する利益相反関係について、関連企業名のみならず、受領した金銭の具体的な金額を記載するものと定めること</li> </ul>

7月27日	「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」による情報公開期間について【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議事務局	日本製薬工業協会会長に対して、以下の要望をするもの。 ・日本製薬工業協会が「企業活動と医療機関等の関係の透明ガイドライン」において公開を求めている各年度の医療機関等に対する資金提供等の情報について、公開期間の限定を行っている各会員会社に対して、限定を外すよう指導すること。
8月16日	意見書	日本特別監査機構 代表社員 石田 博継	「ポリエチレン詰清涼飲料」について、冷凍加工することで氷菓子としての飲食が可能であるため、注意書きを表示する等して不特定多数の消費者に対して、安全な使用方法、飲食を周知する必要性がある。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月20日	電力自由化3か月にあたっての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 河野 康子 代表理事(共同代表) 松岡 萬里野	<p>&lt;事業者へ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源構成等を開示している事業者数はまだ十分でなく、消費者が容易にみられるような形での早々の開示を求める。さらに多様な料金プランの提供やセット販売の場合の契約条件などをわかりやすく示すことを求める。</li> </ul> <p>&lt;行政へ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の開示状況をふまつつ、電源構成等の開示義務化の検討を引き続き求める。</li> <li>・電力1kwhあたりの放射性廃棄物の発生量の表示義務化、ガイドライン等で放射性廃棄物の算出方法を定めることを求める。</li> <li>・託送料金に関する調査会において託送料金の適正性について引き続き検討を求める。</li> </ul>

<集団的消費者被害救済制度:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
8月10日	消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高嶋 英弘	<p>「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適格消費者団体及び特定適格消費者団体からの電磁的方法による情報提供申請を可能とすること及び各団体へのPIO-NET端末の配備</li> <li>・資金援助、地方消費者行政推進交付金の活用のための環境整備、寄付増進のための法令改正及び基金の創設による各団体への資金援助</li> <li>・各団体が仮差押えを提起する場合、国民生活センターを立担保機関とし、各団体の故意重過失による場合を除いて敗訴時等の求償を免除すること等を求める。</li> </ul>

8月18日	消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書 についての意見書	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適格消費者団体及び特定適格消費者団体からの電磁的方法による情報提供申請を可能とすること、提供情報の拡充及び各団体へのPIO-NET端末の配備</li> <li>・資金援助、地方消費者行政推進交付金の活用のための環境整備、寄付増進のための法令改正及び基金の創設による各団体への資金援助</li> <li>・各団体が仮差押えを提起する場合、国民生活センターを立担保機関とし、各団体の故意重過失による場合を除いて敗訴時等の求償を免除すること</li> <li>・団体の認定・運営・監督に係る手続の簡素化</li> <li>・団体の認定機関の延長(3年 5年)を求める。</li> </ul>
9月12日	消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書 についての意見書	NPO法人消費者支援機構関西 (各適格消費者団体14団体より 発出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適格消費者団体及び特定適格消費者団体からの電磁的方法による情報提供申請を可能とすること、各団体へのPIO-NET端末の配備を含む情報面の支援策の検討、相談件数が急増傾向にある事業者・商品等に関する情報提供</li> <li>・資金援助、地方消費者行政推進交付金の活用のための環境整備、寄付増進のための法令改正、基金の創設</li> <li>・国民生活センターを仮押さえの立担保機関とすること、各団体の故意重過失による場合を除いて敗訴時等の求償を免除すること、悪質事業者に関する捜査機関からの情報提供</li> <li>・団体の認定・運営・監督に係る手続の簡素化、団体の認定機関の延長(3年 5年)を求める。</li> </ul>

9月16日	消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書についての意見書について(要望)	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定適格消費者団体に提供されるPIO-NET情報への「処理結果」の追加及び費用負担が発生しない形でのPIO-NET端末の配備</li> <li>・(特定)適格消費者団体への直接資金援助。これが困難な場合は、適格消費者団体による差止請求関係業務及び特定適格消費者団体による被害回復関係業務を明記した上で消費者庁が同業務への交付金活用を推奨し、(特定)適格消費者団体が交付金を同業務に利用できる環境整備</li> <li>・不特定多数の者からの寄附増進のため消費者契約法施行期間規則21条8号を改正し、一定金額以下の寄附を受ける場合の情報記録を不要とすること</li> <li>・消費者庁における差止請求関係業務及び被害回復関係業務に活用できる基金の創設及び民間基金に対し同庁が資金を拠出し運用に携わること</li> <li>・国民生活センターを立担保実施機関として、特定適格消費者団体の要請に応じ立担保を実施すること</li> <li>・特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟で敗訴が確定した場合又は簡易確定手続で特定適格消費者団体に授權した対象消費者が少なく過剰執行と評価された場合でも、特定適格消費者団体が故意又は重過失により事業者に損害を与えた場合を除き、立担保実施機関から特定適格消費者団体に対する求償が免除されること</li> <li>・(特定)適格消費者団体の認定有効期間の延長(5年間へ)を求める。</li> </ul>
-------	--	----------------------	---

<その他:10件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月6日	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転に反対する決議【参考送付】	東北弁護士会連合会 会長 細谷 伸夫	政府機関の地方移転を促進することは、地方の活性化に資する一つの重要な政策として推進されるべきであるが、消費者庁等については、地方移転によってその機能が低下することは明らかであり、我が国の消費者行政全体の機能の後退につながりかねないほか、地方消費者行政の充実という観点からも弊害が懸念されることから、消費者庁等の地方移転に反対。



8月12日	消費者行政機関の地方移転に関する意見 ～ 移転試行をふまえ、地方移転に改めて 反対します～	一般社団法人 全国消費者団体 連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏 保 代表理事(共同代表) 河野 康 子 代表理事(共同代表) 松岡 萬 里野	消費者庁が徳島県に「消費者行政新未来オフィス(仮称)」を設置する方針を示した こと等の状況を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。 1. 消費者庁・国民生活センターは、移転試行の結果を速やかに公表すべき 2. 「3年後の見直し」は白紙撤回すべき 3. 「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」の具体化は、消費者庁等の現有体 制の追加措置として進めるべき
8月18日	消費者庁・国民生活センター等の徳島移 転の白紙撤回を求めます	全国消費者行政ウォッチねっと	政府は、徳島移転について3年後の移転見直しではなく、白紙撤回すべき。ま た、試行に関する情報を全て公開し、説明責任を果たすべき。 消費者行政新未来オフィス(仮称)については、移転問題と明確に切り離し、かつ 消費者庁等の機能を後退させないことが設置の絶対条件である。
8月18日	試行結果を踏まえ、消費者庁、国民生活セ ンター、消費者委員会の徳島への移転断 念の結論を明確にしてください	主婦連合会 会長 有田 芳子	河野前消費者担当大臣は、「消費者行政新未来オフィス(仮称)」を設置すること と、徳島県への全面移転は断念したわけではなく3年程度検討すると述べたこと について、3年後の検討の考えに対し、以下のとおり断固反対を表明する。 1. 消費者庁等の移転断念を明確に打ち出すこと 2. 「消費者行政新未来オフィス(仮称)」の設置は移転問題と切り離し、新たな予 算と人員を確保すべき
8月19日	消費者庁及び独立行政法人国民生活セン ターの徳島移転検討継続に反対する緊急 意見書	NPO法人消費者支援ネットくま もと	消費者庁が徳島県に「消費者行政新未来オフィス(仮称)」を設置する方針を示した こと等の状況を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。 1. 消費者庁・国民生活センターは、移転試行の結果を速やかに公表すべき 2. 「3年後の見直し」は白紙撤回すべき
8月24日	要望書	NPO法人消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳	国税徴収法及び地方税法に保険法22条1項に基づく保険給付請求権に対する 先取特権が、国税及び地方税に優先する旨を明確に規定する法改正を要望す る。
8月26日	改めて消費者庁等の移転に反対する意見 書	NPO法人埼玉消費者被害をなく す会 理事長 池本 誠司	「消費者行政新未来オフィス」は、あくまでも消費者行政の機能を拡充強化する 観点で、これまで取り組んでこなかった新たな業務を实践する場として政策課題 を明確に設定すべき。そして、3年後の検証・見直しは、同オフィスが掲げた政策 課題の進捗状況・成果を、消費者行政全体の充実という観点から客観的に行う べき。

8月29日	消費者庁、国民生活センターの徳島移転 検討継続に反対する緊急意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 平澤 慎一	消費者庁等の地方移転については、継続的に検討するのではなく、直ちに検討を中止すべき。そして、まち・ひと・しごと創生本部の取りまとめにおいては、移転を断念するという結論を明記すべき。
8月29日	消費者庁・国民生活センターの移転に反対する意見書	NPO法人 消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘	消費者庁等の移転に係る試行結果を踏まえると、各機関の機能低下や消費者行政の後退につながりかねず、消費者庁等の移転は、「3年後の見直し」を待たず、直ちに断念されるべき。消費者行政新未来オフィス(仮称)は、消費者庁等の本来機能の低下を来すものであれば、設置に反対する。
8月30日	改めて消費者庁等の移転に反対する会長 談話	埼玉弁護士会 会長 福地 輝久	消費者庁等の移転については断念すべきであり、まち・ひと・しごと創生本部の取りまとめでは、移転しないという結論を明記すべき。 また、「消費者行政新未来オフィス」は、あくまでも消費者行政の機能を拡充強化する観点で、これまで取り組んでこなかった新たな業務を实践する場として政策課題を明確に設定すべき。そして、3年後の検証・見直しは、同オフィスが掲げた政策課題の進捗状況・成果を、消費者行政全体の充実という観点から客観的に行うべき。